

## 奈良県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和四年五月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

吉野郡吉野町の一部、大淀町及び下市町の一部